四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
愛媛県西条市丹原町鞍瀬辛四三五番一地内	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四) 制限の対象とする占用物件　電柱

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年八月二十九日

(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
宮崎市大字折生迫字馬屋ヶ尻三七六一番一から同市大字折生迫字馬屋ヶ尻三七〇番一まで	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(四) 制限の対象とする占用物件　電柱

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年八月二十九日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月29日

国土交通大臣　中野　洋昌

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要	備考 地図の刊行日
地形図	2万5千分1	令和7年	旭川	12—4	島ノ下	調製・多色・征判	令和7年9月1日
〃	〃	夕張岳	2—3	狩勝峠	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	5—4	西達布	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	6—1	落合	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	6—3	幾寅	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	9—1	布部	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	9—2	山部	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	9—3	布部岳	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	9—4	芦別岳	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	3—4	総進	〃	〃	〃
〃	〃	夕張岳	4—3	浦臼	〃	〃	〃
〃	〃	留萌	4—3	晩生内	〃	〃	〃
〃	〃	留萌	5—1	留萌	〃	〃	〃
〃	〃	留萌	5—2	大和田	〃	〃	〃
〃	〃	八戸	4—2	普代	〃	〃	〃
〃	〃	八戸	4—3	陸中野田	〃	〃	〃
〃	〃	盛岡	4—4	玉川	〃	〃	〃
〃	〃	盛岡	1—1	田野畑	〃	〃	〃
〃	〃	田飯	1—3	沼袋	〃	〃	〃
〃	〃	岐阜	15—3	上之保	〃	〃	〃
〃	〃	岐阜	3—2	美濃	〃	〃	〃
〃	〃	岐阜	3—4	岩佐	〃	〃	〃
〃	〃	大分	4—3	岐阜北部	〃	〃	〃
〃	〃	大分	10—3	大船山	〃	〃	〃
〃	〃	大分	10—4	久住山	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	14—2	久住山方	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	6—2	直方	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	6—4	脇田	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	7—3	篠栗	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	11—1	福岡南部	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	11—2	福岡南部	〃	〃	〃
〃	〃	福岡	12—3	脊振山	〃	〃	〃